

# フリースクール等を運営している 事業者の皆様

## 松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金 ～認定事業者申請～

不登校傾向にある児童生徒(小学生・中学生)の通いの場や、多様な学習の機会を確保し、子どもたちの社会的自立を目指すため、物価高騰に対する子育て世帯への緊急的な対策として、令和7年4月から7月までのフリースクール利用料金の一部を補助いたします。

補助対象はフリースクール等を利用する児童生徒の保護者ですが、当補助金の認定事業者となることで、利用者へのPRにもつながります。是非ご申請ください。  
また、利用者から本補助金を申請する相談があった場合には、事業者として認定事業者申請をお願いします。

市内在住または市内在学で不登校などによりフリースクール等を利用する小・中学生の保護者  
次のすべてに当てはまる方を対象とします。

### 対象者

- ①市内在住または、市外に在住し、松戸市内の小中学校に在籍している児童生徒保護者
- ②在籍する学校に登校が困難で、1年以内におおよそ30日以上登校していない児童生徒保護者
- ③認定施設に、原則在籍する児童生徒の保護者
- ④児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校とフリースクール等が相互に情報共有することを承諾する保護者
- ⑤市や県の相談機関と必要に応じ連携ができる保護者
- ⑥その他対象経費の補助を別の団体から受けていない保護者
- ⑦市税の滞納がない保護者

### 補助金額

児童生徒1人につき、月額利用料金の3分の1(月額上限1万円)を補助します。

※利用料金は消費税および地方消費税をのぞく。

※補助額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。

### 事業者認定 申請方法

オンライン申請(松戸市オンライン申請システム)または郵送により申請

▶オンライン申請: フォームより必要事項をご入力いただき、ご申請ください。

▶ 郵 送 : HPより様式をダウンロードのうえ、ご申請ください。

申請の流れや詳細については、チラシ裏面またはHPをご覧ください。

松戸市オンライン申請システム



フリースクール等利用児童生徒支援補助金HP



お問い合わせ 松戸市教育委員会 児童生徒課  
電 話 : 047-366-7461  
email : mcjidouseito@city.matsudo.chiba.jp

## 認定事業者申請のながれ

1. 事業者  
認定申請

- 【申請方法】 松戸市補助金電子申請フォーム 又は  
郵送により申請(ホームページよりダウンロード)
- 【申請期間】 令和7年7月31日迄

必要事項を入力の上、申請してください。

## 2. 実地確認

申請内容をもとに松戸市教育委員会(児童生徒課)担当者が  
フリースクール等の施設に訪問・確認等に伺います。  
(個別にご連絡致します。)

## 3. 認定

【認定期間】 令和7年4月～7月分(1学期分)

松戸市教育委員会より  
「認定通知書」または「不認定通知書」が届きます。

4. 認定事業者  
として公表

認定された場合、松戸市教育委員会HPに「認定事業者」として  
公表いたします。

## 5. その他

フリースクール利用者から補助金申請に関わる書類  
「利用確認書兼対象経費報告書(第6号様式)」の作成依頼  
がありましたら、発行をお願い致します。

